

# 一から学べる ビジネスパソコン科

## 株式会社 H O N E S T

まったくのパソコン初心者や未経験者でも大丈夫！

パソコンを基礎から学び、仕事をする上で必要とされる  
**Word, Excel, PowerPoint**を実際に操作しながら  
マスターできます。

受講料  
無料

### 訓練概要

訓練期間 平成23年5月30日(月)～平成23年8月30日(火)

訓練時間 10:00～15:40

定員 15名

募集期間 平成23年4月6日(水)～平成23年4月26日(火)

選考日/方法 平成23年4月28日(木) 面接

受講料 無料 ※但、テキスト代金(¥7,140)は自己負担

選考結果通知日

平成23年5月6日(金)

申し込み方法

最寄のハローワーク(公共職業安定所)にて受講相談後、  
右記のお問い合わせ先(基金訓練担当者)まで電話にて  
ご連絡下さい。

訓練実施施設(選考会場)

株式会社HONEST 東京開発センター 研修室  
東京都荒川区東日暮里5-51-11 静屋ビル10F

JR&京成線  
日暮里駅南口より徒歩

2分



<http://honest2000.co.jp>

お問い合わせ先  
株式会社HONEST  
TEL:03-5850-5850  
基金訓練担当者

【受付時間】

平日 9:00～12:15  
13:15～18:00

# 一から学べるビジネスパソコン科 訓練カリキュラム

## 就職支援

就職活動の進め方、就職活動の心得、効果的な履歴書・経歴書の書き方、模擬試験

## 学科

### ビジネスマナー講習

ビジネスマナーの基本、報告・連絡・相談、勤怠 電話対応  
敬語、コミュニケーション研修

### ビジネス文書講習

社内文書と社外文書の種類と役割、慣用表現、ビジネス文書の基礎

### セキュリティ概論

セキュリティマナー、セキュリティ対策、事故事例紹介

### パソコン基礎講習

インターネット、ハードウェア、ソフトウェアとマルチメディア、ネットワーク

## 実技

### パソコン基礎演習

OSの基本操作、設定、便利な機能、タッチタイピング、データ管理

### ビジネス文書演習

社内文書（届出書、報告書など）、社外文書（礼状、案内状、見積書など）  
ビジネスメール作成

### 文書作成ソフト基礎演習

Wordを使用した一般的な文書作成、効果的な手順、MOS試験対策

### 表計算ソフト基礎演習

Excelを使用した表計算ソフト基本操作、表作成、グラフ作成、集計、関数、  
データ分析、MOS試験対策

### プレゼンソフト基礎演習

プレゼンソフト基本操作、効果的なプレゼンテーション資料作成、プレゼン  
テーション実技

### 仕上がり像

オフィスワークに必要なMicrosoftOfficeアプリケーション操作とITに関する基礎知識を習得

### 対象受講要件

特になし。パソコン基礎から始めます。パソコン経験の無い方でも受講可能です。

### 訓練修了後の関連職種

事務、総務、人事、営業

### 目指せる資格（受受験）

Microsoft Office Specialist WORD、EXCEL、PowerPoint（マイクロソフト認定）

## 訓練・生活支援給付金

職業訓練を受講している間、生活支援給付金が支給されます。

被扶養者のいる方 12万円

上記以外の方 10万円



## 訓練・生活支援給付金の資格要件

以下のすべてに該当する方が訓練・生活支援給付の支給対象となる方です。

- ① ハローワーク所長のあっせんを受けて、基金訓練または公共職業訓練を受講する方。
- ② 雇用保険の求職給付、職業転換給付金の就職促進手当及び訓練手当を受給できない方。
- ③ 世帯の主たる生計者である方。（申請時点の前年の状況によります。）
- ④ 申請時点で年収見込みが200万円以下、かつ世帯全体の年収見込みが300万円以下の方。
- ⑤ 世帯全体で保有する金融資産が800万円以下である方。
- ⑥ 現在住んでいる以外に土地・建物を所有していない方。
- ⑦ 過去3年間に不正行為により、国の給付金の支給を受けていない方。
- ⑧ 国または地方公共団体等の類似の給付・貸付を利用していない方。

### 【注意事項】

- ※ 遅刻・欠席・早退等で訓練への出席率が毎月8割に満たない場合、それ以後の給付金は支給されません。
- ※ 一定の要件を満たされた方に支給されます。
- ※ 選考の結果、合格された方は、現在の住所または居住を管轄するハローワークにて受講勧奨、訓練・生活支援給付を希望される方は受給資格認定申請書の提出をお願いします。
- ※ 応募者が最低実施人数に満たないコースについては訓練の実施を中止する場合があります。
- ※ 年収要件では、前月に高い収入があっても、その後離職などによって年収見込み200万円以下になるようであれば認められることがあります。
- ※ 世帯の年収は、本人以外が受給している年金の額を除いて300万円以下であれば認められます。
- ※ 主たる生計者・年収の要件が一部緩和されておりますので、詳細は、お近くのハローワークまでお問い合わせください。